

郡山市公契約審議会事務取扱要綱

平成29年6月12日制定

令和8年3月30日最終改正

[財務部契約検査課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）第14条及び郡山市公契約条例施行規則（平成28年郡山市規則第25号。以下「規則」という。）の規定に基づき、郡山市公契約審議会（以下、「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 規則第13条に定める会議は、原則として年に1回の開催とする。ただし、会長が必要と認める場合には、臨時で開催することができる。

2 会長は、会議の開催場所、日程及び議事をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の公表)

第3条 会議は、原則として公開とし、議事の概要は、公表することとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年6月12日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に開催される審議会の会議は、第2条第2項本文の規定に関わらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。